

## 第25期第4回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和5年11月6日(月曜日) 13:30～14:30  
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 第1番  | 岡田悦明  | 第11番 | 田坂健次  |
| 第2番  | 安藤育雄  | 第12番 | 曾我部英敏 |
| 第3番  | 藤田幸正  | 第13番 | 小野春雄  |
| 第5番  | 村上壽一  | 第14番 | 伊藤繁次郎 |
| 第7番  | 寺尾俊行  | 第15番 | 眞鍋篤俊  |
| 第8番  | 星加誠   | 第16番 | 土岐典子  |
| 第9番  | 藤田隆   | 第18番 | 石川千壽子 |
| 第10番 | 田村伊佐雄 | 第19番 | 山口三七夫 |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

|     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 第1番 | 矢野一臣 | 第8番  | 神野明仁  |
| 第2番 | 近藤孝志 | 第9番  | 近藤美喜男 |
| 第3番 | 加藤宏司 | 第10番 | 眞鍋哲哉  |
| 第4番 | 永易博隆 | 第11番 | 土岐秀男  |
| 第5番 | 小野義尚 | 第12番 | 飯尾博光  |
| 第6番 | 井下八郎 | 第13番 | 高橋秀実  |
| 第7番 | 神野伸二 | 第14番 | 神野鉄治  |

#### (3) 欠席委員

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 第4番  | 塩見敏夫 | 第6番 | 横井直次 |
| 第17番 | 渡邊勝俊 |     |      |

### 3 会議に出席した事務局職員

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 原道樹  | 事務局次長 | 藤田美保 |
| 農政係長 | 中島康治 | 主任    | 井上貴清 |
| 専門員  | 和田昌志 |       |      |

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

- 農政関係 有害鳥獣駆除システムについて、農地パトロールの結果について  
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について



13時30分開会

### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### 【藤田会長】

みなさん、こんにちは。久しぶりに雨が降ると言う予報ですが、期待外れになりそうです。雨が降らないというのは、農作業をするにはいいですが、あまりにも降水量が少ないのもっと降ってほしいなと思います。暦の上では立冬とあって、冬の気配になるということです。これから寒くなっていくと思いますが、みなさま体調管理には十分気を付けて、いろいろな活動に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまから第4回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農政関係は「有害鳥獣駆除システムについて」「農地パトロールの結果について」、農地関係は議案が第1号から議案第4号までを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において田村伊佐雄委員と田坂健次委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願いいたします。

これより、農政関係の議題に入ります。まず、「有害鳥獣駆除システムについて」を議題といたします。

本日は、株式会社Fant代表取締役高野沙月様より御説明いただくこととなっております。

それでは、よろしくお願いいたします。

### 【高野様】

<有害鳥獣駆除システムについて説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。「有害鳥獣駆除システムについて」を終了いたします。  
高野様、ありがとうございました。退出をお願いします。  
次に、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日お配りしました農地パトロール集計結果一覧表を御覧ください。

下の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、上の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

今年度の結果でございますが、上の表をご覧ください。

遊休農地のうち、緑区分が26万3千227㎡、黄区分が59万1千583.02㎡で、合計が85万4千810.02㎡となっております。

新居浜市の全体の農地面積が、1,304万833.65㎡ですので、農地面積に占める遊休農地の割合は約6.55%となります。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は若干減少しており、全体で27筆、1千694.37㎡減少しています。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、調査表と地図を御覧ください。

調査票の右から二列目のピンク色の欄に今回の調査結果を表示しています。パトロール結果により、アが営農再開、ウが保全管理、×(緑)又は×(黄)が遊休農地となっております。また地図の方には、今回の調査結果を基に色を塗っております。遊休農地のうち、緑区分と判定された箇所は緑色、黄色区分と判定された箇所は黄色となっております。また、赤線で囲んでいるところは、今後注意してみたいこうという保留にした場所です。

調査表にある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を遊休農地と判定することに間違いはないかどうかの確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等をして管理されているところ等あれば、個別に連絡をお願いいたします。

次に、意向調査(例)を御覧ください。今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で意向調査を実施します。今年意向調査を送る対象は、今回のパトロールの結果で新規で追加された、調査票で右端に新規として記載がある農地の所有者、耕作者です。

意向調査は今月中に送付し、12月末期限として回収したいと思っています。なお、回答期限までに回答が得られない所有者等については、遊休農地として判定された委員

が直接訪問する、電話などの方法により所有者等に直接、意向を確認するとの国から通知もありますので、その場合については御協力をお願いいたします。

今後の意向が分かっているなど意向調査の対象から外したい人がいる場合はお知らせください。意向調査の結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡します。また、農業委員会へあつせんを希望するとのことであれば、地域計画での協議の場において農地を貸したいという情報の提供や、ホームページにも掲載します。

パトロール結果の修正と利用意向調査対象から外す人の連絡については、11月10日金曜日までをお願いします。

以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

(小野(春)委員挙手)

【藤田会長】

はい。小野委員。

【小野(春)委員】

調査票の一番右に、「新規」や「解消」とありますが、「解消」とはどのように理解したらいいですか。

【中島係長】

パトロールの際に、去年は遊休農地として判定されていたところが、今回は管理がされている状況だったところが「解消」になっております。

【小野(春)委員】

「解消」のところには、意向調査はしないということですね。

【中島係長】

はい。意向調査はしません。

今回は、新規のみに意向調査いたします。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

また、何かお気づきのことありましたら、事務局に相談してください。  
以上をもちまして、農政関係の議案の審議がすべて終了いたしました。  
よって、これをもちまして暫時休憩といたします。14時15分から再開いたします。

～休憩～

**【藤田会長】**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号および第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【藤田事務局次長】**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田2筆、合計面積1,691㎡でございます。

2ページを御覧ください。

87番、1-1さんの1件です。新規設定、期間は2年11ヵ月。利用権の種類は、使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、87番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

4ページをお開きください。

34番、八幡三丁目、畑1筆、面積841㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。

譲受人は親族が保有していた申請地について、これまでも管理を行っており、今回、当初所有者の死亡に伴い、公正証書遺言により当該申請地について、特定遺贈を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは引き続き果樹を予定しております。

35番、田の上四丁目、畑1筆、面積1,249㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。

譲受人は現在1反1畝ほどの農地を管理しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

5ページを御覧ください。

36番、角野新田町一丁目、畑1筆、面積138㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。

譲受人は申請地の隣接地に居住しており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び花卉を予定しております。

以上、34番から36番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願ひいたします。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、まず34番については私から説明いたします。35番は永易博隆委員から、36番は小野春雄委員か

ら、それぞれ報告をお願いします。

それでは、34番について説明させていただきます。

先程、事務局から説明がありましたように、所有者死亡に伴い特定遺贈を受けるために申請が提出されました。以前から、親族で耕作しておりました。引き続き、果樹等をしていくとのこと。地域との調和要件についても問題ありません。以上です。

続いて、永易博隆委員さん、お願いいたします。

**【永易委員】**

35番につきまして、報告いたします。

10月19日に現地に調査に行きました。現地はきれいに整地されており、耕作はいつでも可能と思われます。周囲にも問題はないと思われます。後日、申請者に会いまして、今後の計画を聞きまして、野菜を主体に作っていきたいと言っておりました。以上です。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

続いて、小野春雄委員さん、お願いいたします。

**【小野（春）委員】**

36番につきまして、報告させていただきます。

10月21日に申請者に会いに行きました。今後の計画等をお聞きしました。自宅に隣接した農地ですので、いつでも耕作できる状態でした。農作業の経験もあるそうです。

作付けは、ハウレンソウやジャガイモをメインにするとのこと。地域との調和要件も問題ないと思われます。

以上です。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、34番から36番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

11番、萩生字旦ノ上、畑1筆、申請人は3-1さん。

内容は自己住宅1戸89.19㎡、一体利用地として宅地492.71㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくをお願いします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、11番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

8ページをお開きください。



議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが、伊藤繁次郎委員が関係しておりますので、退室願います。

それではここで、暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

9ページを御覧ください。

136番、萩生字旦ノ上、畑1筆、譲受人は4-1さん。

内容は自己住宅1戸145.74㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

137番、垣生一丁目、田1筆、譲受人は4-2さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地247.98㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

138番、多喜浜一丁目、畑2筆、譲受人は4-3さん。

内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

139番、新須賀町三丁目、田3筆、譲受人は4-4さん。

内容は宅地分譲2区画、一体利用地として宅地12.6㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

140番、東雲町二丁目、畑1筆、譲受人は4-5さん。

内容は自己住宅1戸80.32㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

141番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は4-6さん。

内容は事務所及び倉庫計5棟105.46㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

142番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は4-7さん。

内容は自己住宅1戸93.6㎡、一体利用地として宅地276.06㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年で

す。

143番、船木字高祖、田1筆、譲受人は4-8さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

144番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は4-9さん。

内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜インターチェンジが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページを御覧ください。

145番、船木字高祖、田2筆、譲受人は4-10さん。

内容は事務所1棟99㎡、一体利用地として用途廃止の水路22.11㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

146番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は4-11さん。

内容は店舗コンビニエンスストア1棟201.35㎡、一体利用地として宅地1,279.93㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は賃借権で期間は30年です。

以上、136番から146番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、136番から146番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(曾我部委員挙手)

#### 【曾我部委員】

138番についてですが、お一人持ち分の記載がありませんが、持ち分はないということですか。

#### 【井上主任】

こちらについては、2筆あるうちの1筆を単独で所有しているということになります。

**【曾我部委員】**

わかりました。

**【藤田会長】**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、議案第4号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして、第4回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員